①　相談支援体制の強化

【差し替え資料】　資料１　計画素案　９６ページ

|  |  |
| --- | --- |
| 施策・取組の内容 | 所管 |
| 障害者福祉に関わる全ての支援員が意思決定支援ガイドラインに基づき、障害者の意思決定支援を尊重した相談支援を実施します。 | 障害者支援課 |
| 基幹相談支援センター、地域拠点相談支援センター、相談支援事業所等の重層的な仕組みを活かした包括的な相談支援体制のもと、専門的な指導・助言及び人材育成など各種機能の更なる強化・充実を図ります。 | 障害者支援課 |
| 定期的に相談支援事業所連絡会を開催して、情報交換や情報共有を行うことで、相談支援体制の強化、相談支援のスキルアップを図ります。 | 障害者支援課 |
| 介護保険制度への移行等、高齢障害者とその家族が抱える課題に対応するため、各相談支援事業所が在宅介護支援センターに併設する相談支援事業所と連携して支援することで、高齢障害者とその家族の相談支援の充実を図ります。 | 障害者支援課 |
| 基幹相談支援センターと地域拠点相談支援センターを相談支援システムネットワークを活用し、相談情報を共有し相談支援の向上を図ります。 | 障害者支援課 |
| 介助者の高齢化や就労の多様化等、家庭の事情を踏まえ、重層的な視点から家族支援を行います。 | 障害者支援課 |
| 発達障害に特化した地域拠点相談支援センターを中心に発達障害に関する相談支援体制の充実を図ります。 | 障害者支援課 |
| ヤングケアラー支援については、家族がケアを抱え込むことを防ぐため、コーディネーターを中心に連携していくとともに、直接的支援に繋がる事業メニューの拡大についても検討していきます。 | 子ども家庭支援センター |
| 重層的支援体制整備事業により、介護、障害、子育て、生活困窮分野ごとに行われている相談支援の中で、単独の分野では解決が難しい事例についても、幅広く受け止め、相談者の困りごとを整理し、関係機関と連携を図りながら、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応します。 | 福祉計画課 |